

県外の医療機関等で妊婦健康診査・産婦健康診査を受けられる方へ

委託医療機関外の病院、診療所(医院)、助産所等で妊婦健康診査・産婦健康診査を受けられる方は、医療機関受診時、市から交付された「妊婦健康診査受診票」または「産婦健康診査受診票」を提出し、受診してください。健診費を窓口で支払い、医療機関に提出した「妊婦健康診査受診票」または「産婦健康診査受診票」の医療機関記載欄に受診結果等の記入と印鑑をもらい、下記のとおり申請してください。

助成する金額は、医療機関で支払われた金額について、市が県内の医療機関と契約する額を上限として助成します。

1. 申請の時期 : 受診した日から1年以内(できれば年度内)に申請してください。

2. 申請に必要なもの

- ①『土岐市妊婦健康診査助成金交付申請書兼請求書』または『土岐市産婦健康診査助成金交付申請書兼請求書』
- ②妊婦健康診査受診票 または 産婦健康診査受診票
※受診時に、医療機関に提出し、受診結果等の記入をしていただいでください。
- ③医療機関発行領収書・明細書
※受診者氏名、支払い金額、受診日、医療機関名の記入のあるもの
※控えが必要な場合はご自分でコピーをとり、原本と一緒に持ちください。
- ④母子健康手帳
- ⑤申請者の振込先指定口座の名義人、口座種別、口座番号および支店名がわかる預金通帳の写し(通帳表紙の見開きのコピーなど)

3. 申請の場所 : 土岐市保健センター(来所できない場合はご連絡ください。)

4. 助成金の支払い : 申請から約1か月後に、請求書にご記入の口座に振り込み

5. 助成限度額について

健診で支払われた金額が、助成限度額を下回る場合は、助成額は、支払額となります。なお、支払額のうち、健診費に該当しない金額(文書料など)は、受診者の自己負担となります。

	受診票	助成限度額
妊婦健康診査	① 基本健診・初回血液検査・子宮がん検診	20,350円
	② 基本健診	5,860円
	③ 基本健診・超音波検査 (多胎妊婦用妊婦受診票含む)	11,160円
	④ 基本健診・血算	7,670円
	⑤ 基本健診・血算・血糖	9,220円
	⑦基本健診・クラミジア抗原検査	9,740円
	⑧ 基本健診・GBS 検査	9,460円
産婦健康診査		5,000円

上記の助成限度額は令和4年度の土岐市が県内の医療機関と契約する額が上限となります。

令和5年度以降に金額が変更する場合がありますのでご了承ください。

※ご不明な点は、下記にお問い合わせください。
土岐市保健センター(Tel 0572-55-2010)

この助成は、受診時に
土岐市に住民票がある方が対象です。